

蒲郡市障がい者支援センターの紹介



基幹相談支援センター編

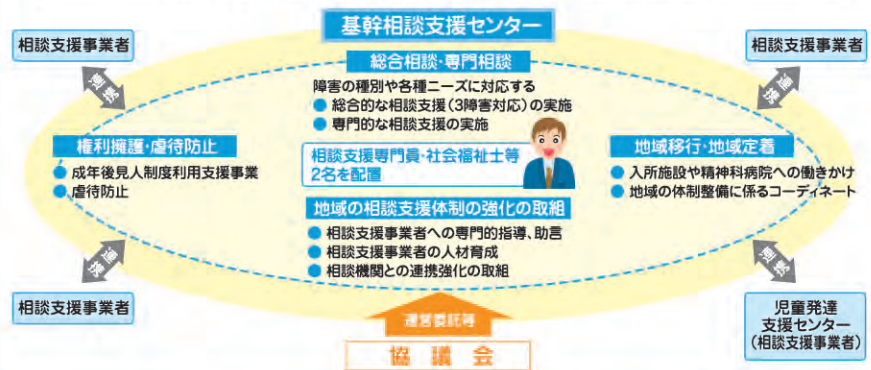
蒲郡市障がい者支援センターは、2012(平成24)年から蒲郡市役所(市民福祉部福祉課)より、「基幹相談支援センター」業務の委託を受けて、障がいのある方やその家族、支援者らを対象に、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域移行・地域定着、④地域の相談支援体制強化の取り組みを行っています。具体的には、困難事例の個別相談支援とケース検討、関係機関の連絡調整、月2回の基幹相談支援センター会議(福祉課、相談支援事業所、長寿課、包括支援センター、子育て支援課、児童発達支援センター、社協などが出席)や自立支援協議会部会の開催、虐待防止研修の開催などを行っています。



ケース検討風景

蒲郡市基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



蒲郡市障がい者支援センター 障がいに関わることでお困りの時にはぜひご相談ください。

所在地 蒲郡市浜町93 浜町福祉センター1F
TEL.0533-68-3612 FAX.0533-68-3623
受付時間:土日祝を除いた午前8時30分～午後5時15分

*活動ブログで日々の様子を見ることができます。
<http://gshien.seesaa.net/>

福祉サービス苦情解決制度

福祉サービスの事業者は、利用者から苦情の申し出があった場合、適切な解決に努めなければなりません。皆様にご利用いただいている社会福祉協議会の福祉サービスについて、お困りのことはありませんか? 本会では、よりよいサービスを提供するため、皆様からの苦情をお聞きし、円満に解決できるよう次の方を第三者委員として委嘱し、随時相談できる体制を整えています。なお、皆様からの苦情に対し、解決困難なものについては、公正・中立な第三者機関として苦情解決を図る運営適正化委員会が愛知県社会福祉協議会内に設置されています。

第三者委員

民生・児童委員
地区会長2名

苦情解決相談

日時 随時
場所 蒲郡市社会福祉協議会

苦情解決の仕組み

